

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年3月16日、監視委員会の勧告に基づき以下のような行政処分等の措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

1 証券会社に対する処分

貴委員会が認定した事実に基づき、平成5年9月8日にC証券株式会社、D証券株式会社及びE証券株式会社の3社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、9月10日に業務停止を命じた。

- 当該証券会社各社の使用人が、日本ユニシス株式会社の株式の相場操縦事件に関連して、成行及び高指値注文の連續発注による買上がり買付け等の方法により当該株式の株価の引上げを図っていることを知りながら、当該売買注文を受託、執行した行為は、証券取引法（平成3年法律第96号施行前のもの。以下「旧証券取引法」という。）第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号施行前のもの。以下「旧省令」という。）第1条第3号に規定する「作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為」に該当すると認められたので、証券取引法（昭和23年法律第25号）第35条第1項の規定に基づき、C証券株式会社については、平成5年9月16日から9月22日までの間、e営業所の株式売買に係る受託業務の停止を、D証券株式会社については、5年9月16日から9月17日までの間、f支店の株式売買に係る受託業務の停止を及びE証券株式会社については、5年9月16日から9月20日までの間、g支店の株式売買に係る受託業務の停止を命じた。

2 外務員に対する処分

- (1) 平成5年9月3日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された証券会社11社の13名について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年2月17日及び18日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、3月1日付で証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、前記の者について、外務員登録の取消処分または外務員の職務の停止処分を行った。

当該証券会社外務員が行った、日本ユニシス株式会社の株式の株価操作事件に関連して、成行及び高指値注文の連続発注による買上がり買付け等の方法により当該株式の株価の引上げを図っていることを知りながら、当該売買注文を受託執行した行為は、旧証券取引法第50条第1項第5号に基づく旧省令第1条第3号に規定する「作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為」に該当すると認められたので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、前記の者について、以下のとおり外務員登録の取消し処分又は外務員の職務の停止処分を行った。

① 外務員登録の取消し

C証券株式会社 e 営業所所長（当時）

② 外務員の職務の停止 3月7日から9月6日までの6か月間

D証券株式会社 f 支店支店長（当時）

③ 外務員の職務の停止 3月7日から6月6日までの3か月間

E証券株式会社	g支店支店長（当時）
F証券株式会社	歩合外務員
C証券株式会社	歩合外務員（当時）
J証券株式会社	歩合外務員（当時）
K証券株式会社	歩合外務員（当時）

④ 外務員の職務の停止 3月7日から4月6日までの1か月間

G証券株式会社	歩合外務員（当時）
H証券株式会社	歩合外務員
I証券株式会社	歩合外務員（当時）
L証券株式会社	歩合外務員
〃	歩合外務員
M証券株式会社	h支店営業員

3 その他の措置

(1) 平成5年9月10日付をもってC証券株式会社、D証券株式会社及びE証券株式会社の3社に対し、前記のような法令違反行為が繰り返されることがないよう速やかに以下の点について措置を講ずるよう指示した。

① 内部管理体制の充実・強化を図ること。

② 役職員に対し、法令、諸規則の遵守の徹底を図ること。

(2) 当該証券会社は、大蔵省からの指示を受け、それぞれ以下のような措置を執った。

① C証券株式会社

イ 内部管理体制の充実・強化を図るために、売買審査の経

験者を外部から招聘

- 日本証券業協会主催の研修等に役職員を積極的に参加させ、その受講内容を他の職員にも徹底指導するなど、会議・研修等を通じ、法令、諸規則の遵守を再徹底

② D証券株式会社

- イ 売買監査体制の充実を図り、売買監査室からの指示を支店長や内部管理責任者等を通じて営業部店内に徹底し、注文の受託段階での未然防止等に努める

- 当該支店全員に研修を実施し、また定例研修において教育、指導の一層の徹底を図ることとしたほか、改めて全店に注意を喚起し、法令、諸規則の遵守を再徹底

③ E証券株式会社

- イ 不公正取引の未然防止のため注文受託時のフロントチェックの徹底、売買審査体制の機能強化等を図るとともに、これを全社的に浸透させるため事故防止のための監査会議等を強化・充実

- 法令、諸規則を遵守した適正な営業活動等については、当該支店全員への研修、新任部店長研修、部店長会議、各種ブロック会議及び通達の発出等により、再徹底

なお、自主規制機関においても、当該証券会社に対して以下のような措置が執られている。

- 1 日本証券業協会は、平成5年9月21日にC証券株式会社、D証券株式会社及びE証券株式会社に対し、定款第24条第1項の規定に基づき、過怠金250万円を賦課する処分を行うとともに、同第25条の規定に基づき、法令、規則等の遵守を徹底するよう

勧告した。

2 各証券取引所（ただし、E証券株式会社については、新潟証券取引所を除く。）は、D証券株式会社及びE証券株式会社が大蔵大臣から証券取引法第35条第1項の規定に基づき業務の一部の停止処分を受けたため、定款第55条の規定に基づき、平成5年9月13日付をもって、D証券株式会社に対しては、f支店について5年9月16日から9月17日までの間、また、E証券株式会社に対しては、g支店について5年9月16日から9月20日までの間、当該各支店の業務に係るそれぞれの取引所の市場における株式売買に係る受託業務を停止する処分を行った。

また、東京証券取引所が、定款第50条第1項第9号の規定に基づき、9月16日付をもって両証券会社に対し、それぞれ過怠金500万円を賦課したほか、大阪証券取引所が、C証券株式会社に対して、定款第50条第1項第9号の規定に基づき、9月16日付をもって、過怠金500万円を賦課した。

(4) 検査の結果に基づく勧告【事案4】

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、N証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人である外務員の職務に関する著しく不適当な行為が認められたので、平成5年10月4日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

- 外務員の職務に関する著しく不適当な行為（名義貸し及び仮名取引の受託）

i 支店投資相談部歩合外務員は、平成元年11月6日から2年12月6日までの間、複数の顧客の株式の売買について自己と特別の関係のある他の複数の顧客の名義及び住所を使用させ、多数の売買注文を受託した。

当該歩合外務員の行ったこれらの行為は、日本証券業協会公正慣習規則第8号「証券従業員に関する規則」（平成4年7月20日改正前のもの）第9条第3項第20号で禁止している「名義貸し」及び同条同項第21号で禁止している「仮名取引の受託」に該当し、当該行為の内容等から判断すると、当該歩合外務員は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第64条の3第1項第2号に規定する「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」をしたものと認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年1月12日、N証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成5年10月12日付をもって日本証券業協会会长に対し、貴委員会より外務員の職務に関する著しく不適当な行為の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の歩合外務員について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成5年12月14日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする外務員の職務に関する著しく不適当な行為が認められたので、12月28日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、顧客の株式売買について自己と特別の関係にある他の顧客の名義及び住所を使用させ、多数の売買注文を受託した行為は、日本証券業協会公正慣習規則第8号「証券従業員に関する規則」(平成4年7月20日改正前のもの。)第9条第3項第20号で禁止している「名義貸し」及び同条同項第21号で禁止している「仮名取引の受託」に該当し、この行為の内容等から判断すると、証券取引法(昭和23年法律第25号)第64条の3第1項第2号に規定する「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当すると認められたので、同条同項の規定に基づき、平成6年1月10日から2月9日までの1か月間、当該外務員について外務員の職務の停止を命じた。

(5) 検査の結果に基づく勧告【事案5】

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、〇証券株式会社を検査した結果、当該証券会社及び当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成5年12月21日、大蔵大臣に対して行政処分及びその他の適切な措置を行うよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

1 有価証券オプション取引に係る不適正な取引

会社は、損失が発生している特定の顧客に対し一定の利益を供与する必要があると判断し、平成3年3月、東京証券取引所のトピックスオプションについて、実勢を反映しない作戦的相場を形成させるべき取引を行い、この結果形成された相場によ

る取引を通じ、当該顧客に利益を供与した。

会社が行った上記オプション取引は、証券取引法（平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。以下同じ。）第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。）第1条第3号に規定する「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為」に該当すると認められる。

2 損失の負担を約した勧誘

○支店支店長（当時）は、平成元年2月から2年2月までの間、また、同支店営業課長（当時）は、2年2月に、証券投資信託の販売に際し、一部の顧客に対し、当該証券投資信託につき損失が生じた場合にはその損失の全部を負担することを約束して勧誘を行った。

○支店支店長及び同支店営業課長が行った上記行為は、証券取引法第50条第1項第3号に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年5月25日、○証券株式会社に対して以下のような行政処分等の措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

1 証券会社に対する処分

貴委員会が認定した事実に基づき、平成5年12月24日に当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当と

する法令違反が認められたので、12月27日に業務停止を命じた。

- 当該証券会社が、東京証券取引所のトピックスオプションについて、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき取引を行った行為は、証券取引法（平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。）第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。）第1条第3号に規定する「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為」に該当すると認められたので、証券取引法（昭和23年法律第25号）第35条第1項の規定に基づき、6年1月5日から2月1日までの間、株式部の自己の計算による株価指数オプション取引業務の停止を命じた。

2 外務員に対する処分

- (1) 平成5年12月22日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社のJ支店支店長及び同支店営業課長（いずれも当時）について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年2月18日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、3月1日付で、前記の2名について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、証券投資信託の販売に際し、一部の顧客に対し、当該証券投資信託につき損失が生じた場合にはその損失の全部を負担することを約束して勧誘する行

為は、証券取引法（平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。）第50条第1項第3号に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為」に該当すると認められたので、証券取引法（昭和23年法律第25号）第64条の3第1項の規定に基づき、j支店支店長（当時）については6年3月7日から3月20日までの2週間、また同支店営業課長（当時）については6年3月7日から3月13日までの1週間、それぞれ外務員の職務の停止を命じた。

3 その他の措置

- (1) 平成5年12月27日付をもって当該証券会社に対し、今回のこうした結果については、誠に遺憾であり、今後かかる行為が繰り返されることがないよう速やかに次の点について措置を講ずるよう指示した。
 - ① 内部管理体制の充実・強化を図ること。
 - ② 役職員に対し、法令・諸規則の遵守の徹底を図ること。
- (2) 当該証券会社は、大蔵省からの指示を受け、以下のような措置を執った。
 - ① 内部管理体制の充実・強化を図るため,
 - イ 自己売買部門と委託注文の売買執行部門とを明確に区分する組織の変更
 - ロ 証券本部における人材の育成及び考查本部における適正な人員配置
 - ハ 考査本部のフロントチェックに係る具体的業務の示達と報告制度の強化
 - ニ 臨検監査時における営業員の日常活動に係る実態の確

認

などの改善策を実行。

- ② 役職員の法令・諸規則の遵守については、(a)先物オプション部門の関係者を対象とした研修、(b)全役員を対象とした外部講師による勉強会等を実施。

なお、自主規制機関においても、当該証券会社に対して以下のような措置が執られている。

- 1 日本証券業協会は、平成6年1月14日に当該証券会社に対し、定款第24条の規定に基づき、過怠金1,050万円を賦課する処分を行うとともに、同第25条の規定に基づき、法令、諸規則の遵守を徹底するよう勧告した。
- 2 東京、大阪及び名古屋の各証券取引所は、当該証券会社が大蔵大臣から証券取引法第35条第1項の規定に基づき業務の一部の停止処分を受けたため、定款第55条の規定に基づき、平成5年12月29日付をもって当該証券会社に対し、6年1月5日から2月1日まで、それぞれの取引所の市場における自己の計算による株価指数オプション取引を停止する処分を行うとともに、東京証券取引所は、同第50条第1項第9号の規定に基づき、過怠金1,100万円を賦課した。

(6) 検査の結果に基づく勧告〔事案6〕

- ① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等（財務局長、財務支局長及び沖縄

総合事務局長をいう。以下同じ。)がP証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年2月8日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

本店株式部長は、平成4年1月から5年7月までの間、本店法人部部長は、5年1月から7月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、価格については個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

本店株式部長及び本店法人部部長が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年5月25日、P証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成6年2月9日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された

当該証券会社の本店株式部長及び本店法人部部長について、適切な措置を講ずるよう通知した。

(2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年4月21日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、4月28日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、本店株式部長については平成6年5月6日から5月26日までの3週間、また本店法人部部長については6年5月6日から5月19日までの2週間、それぞれ外務員の職務の停止を命じた。

(7) 検査の結果に基づく勧告〔事案7〕

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、Q証券株式会社を検査した結果、当該証券会社並びに当該証券会社の役員及び使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年3月11日、大蔵大臣に対して行政処分及びその他の適切な措置を行うよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。